

全体構想の取り組み

わこう としひこ
若生 俊彦

(公害等調整委員会前委員)

はじめに

去る6月、5年の任期を終え、公害等調整委員会（以下「公調委」という。）の委員を退任した。就任の際は、5年もの任期を果たして無事やり遂げることができるか懸念もあったが、幸い永野委員長はじめ同僚の委員の皆さんや事務局職員の支えがありなんとか全うすることができた。公調委は、公害をめぐる紛争について、裁判とは異なる方法で解決を図る機関であるが、退任に際して永野委員長から、5年間の経験を踏まえて機関誌「ちょうせい」に寄稿を書いてみないかと提案があり、若干荷が重いと思ったが、自分のこの5年間の経験について、特に元行政官という出自の委員が書くことが、公害に関する相談や紛争の解決に当たる皆さ

んにとって何がしかの参考となるかもしれないと思い、筆を執ることとした。なお、本稿は、前委員の立場から自由に執筆したものであり、意見に及ぶ部分はあくまでも私見であることを断っておきたい。

さて今回、3回分の寄稿の枠をいただいたので、第1回では、この任期中に生じた公調委内部の変化について扱い、2回目においてそれが具体的な事案の処理にどのように影響を及ぼしたかを述べ、最終回で、こうした変化を踏まえて行政ADR（裁判によらず、行政機関が関与して話し合いや審理により紛争解決を図る仕組み）としての公害紛争処理の今後の課題と展望について、述べてみたい。

1 変化のきっかけ

私が委員を務めた期間において公調委は少しずつではあるが着実に変化を遂げてきた。そのきっかけとなったのは、全体構想^(注)を組織目標として掲げたことだったのではないかと考えている。全体構想とは、公調委だけでなく、都道府県や市区町村を含めた公害紛争処理制

度全体がどのような役割を果たすべきかを示した将来像である。最初は、公調委の活動をより多くの人に知ってもらうため、広報戦略の核となる将来像（ビジョン）を作ろうというところから議論が始まったと記憶している。議論を重ねるうちに、広報戦略にとどまらない公調委

(注) 「全体構想」とは、公害紛争処理制度が目指すビジョンであり、次のとおりである。

- ・市町村の公害苦情相談窓口、公害審査会及び公害等調整委員会からなる公害紛争処理制度全体としての解決力の総和を高めること。
- ・すなわち、公害紛争処理制度で解決されるべき紛争が未解決のまま放置されず、ふさわしい機関で処理されるようにすること。

の組織全体のビジョン、そして公害紛争処理制度全体のビジョンへと議論が発展していき、今の全体構想となったものである。

全体構想の中身については、今はあらゆる機会を捉えて発信しているので、ここではその詳細は触れず、全体構想を掲げて活動してきたことにより具体的にどのような変化が生じたのかを中心に述べることにした。全体構想が公調委の内部の問題だけではなく、都道府県の公害審査会（公害審査会を置かない都道府県にあっては都道府県知事。以下「審査会等」という。）や市区町村等の公害苦情処理窓口を含む公害紛争処理制度のまさに全体構想となっていることが、いろいろな変化を生み出す大きな要因になっていると思う。なお、公害紛争処理法に基づき公害紛争を処理する機関として、国の公調委のほか、都道府県に審査会等が設置されて

おり、それぞれの管轄に応じ、独立して紛争の解決に当たっている。また、住民から寄せられる公害苦情は、その多くが公害紛争の前段階あるいは初期段階としての性格を有しており、公害苦情の適切妥当な処理は公害紛争全体の解決のために重要である。



2 生じた変化

私自身についていえば、全体構想によって意識が大きく変わったと感じている。これまでは、公調委の扱う事件の処理にばかりに意識がいており、審査会等（都道府県に設置され、公害紛争の解決に当たる機関）の処理状況について報告を受けて、なかなか厳しい状況にあるとの認識は持っていたが、それを共通の課題として認識し、解決しようとの意識には至らなかった。市区町村等の公害苦情相談窓口に寄せられる苦情相談の状況についても、実態調査がまとまる際に報告を受けて、全体の傾向については把握していたが、それを審査会等や公調委の事件処理につなげる発想はなかった。全体構想により、審査会等や市区町村の公害苦情相談窓口を含めた制度全体を関連付けてみる意識が生まれ、公害紛争処理制度全体として課題の解決に取り組まなければならないとの意識が醸成

されたと思う。

公害紛争処理連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）は、公調委と全国の審査会等の会長等が一堂に会し、直接意見交換を行う大変貴重な機会であり、周到的な準備の下に開催される一大イベントであったが、どちらかというとも情報の共有に力点が置かれ、共通の課題の解決に向けて意見を交換するという雰囲気は薄かったように思う。

今では、全体構想の実現に向けて議論する重要な会議に位置づけられており、その準備は、前回の連絡協議会の終了時点から始まり、そこで出てきた課題を秋に開催されるブロック単位の事務局の会議で議論し、さらにその会議の成果を次の連絡協議会にどのようにつなげるかを議論し、そのためのアンケートをどのように実施するかを検討するというように、すべて

全体構想の実現に向けた一連の活動として位置づけられるようになってきている。そして、その準備のため、委員と事務局の間で何度も議論が重ねられている。連絡協議会は、恒例行事から、目標の実現に向けた重要なプロセスへとその位置づけを変えてきている。最近、この会議に参加された皆さんもその変化を実感されているものと思う。

また、これをきっかけに委員間、又は委員と事務局の間で頻繁に議論が行われるようになってきており、事務局から積極的な提案がなされるようになってきている。この問題に限らず、委員と事務局の垣根が低くなり、風通しが良くなった印象を受ける。さらに、公調委と審査会等の垣根も同様に低くなってきたのではないかと感じている。最近では、各県からいろいろな相談が頻繁にくるようになったと聞いている。指導する側、される側という意識から、全国の公害紛争処理に携わる者が、共通の課題に取り組む仲間という意識が芽生えてきているのではないだろうか。



全体構想による変化は、個別の事案の処理にも及んでいる。その目的は、当事者にとってより迅速で分かりやすい紛争解決を実現することである。行政ADRとしての強みと特色をいかして、それぞれの機関にふさわしい事件処理を目指すという全体構想は、個々の事件の効率

的な進行管理、審査方針の早期共有、現地調査への委員の積極的な参加、関係機関への協力要請、ウェブ会議の活用、諸手続の柔軟な実施など事案処理の細部にまで浸透してきている。例えば、これまでは、裁定委員会（公調委において事件を審理するための委員会）での議論は、あらかじめ事務局において相当の準備作業が行われ、ある程度事実関係を固めてから行われることが多く、事案によっては手戻りが生じることもあった。今は、比較的早い段階で粗々の資料で委員と事務局で意見交換を行い、大きな方向性を共有した上で、審議を進めることとしており、審議の効率性がアップしたように思う。委員と事務局の間の敷居が高いと、なかなか早い段階で率直な意見交換は難しいが、一連の変化の中で、両者の関係にも変化が生じてきた証左であろうか。また、紛争解決の検討の過程で、地元の自治体との連携を積極的に探る動きも出て来ており、事務局職員の視野も広がってきたと感じている。

また、委員や事務局職員による積極的な情報発信もこうした変化の一環である。前委員の都築委員は「ちょうせい」に調停のすすめとして、連載の特別寄稿を執筆されたが、裁定委員長として何度も調停を成立させた委員自らが、調停の要諦をわかりやすく述べられた本特別寄稿は、調停に携わる多くの方々の意識の変化を促すものであり、個々の事案の処理だけではなく、制度全体を視野に入れた全体構想の実現に向けた実践の一環でもある。私自身も及ばずながら、調停におけるウェブ会議の活用について寄稿を執筆させていただいた。これは、遠方の当事者でも参加しやすくし、紛争解決の負担を軽減するための取組である。また、事務局職員も、わかりやすい調停の実践例を「ちょうせい」に掲載している。さらに判例時報などの専門誌に

も公調委で扱った事件の解説記事を積極的に投稿している。

ダッシュボード（事件処理の進み具合を分かりやすく可視化する仕組み）による審議期間の現状の把握なども、情報共有や業務改善への意識の高まりの表れである。公調委が本来の役割を果たすためには、現在、多くの事案を抱える

中で、限られた人員や時間を、本当に公調委が扱うべき重要な事案に重点的に配分するためにも、効率的に審議を進めることが重要であり、処理期間を常に把握することは、意識を審議の効率化に向けさせることにつながる。こうした取り組みが、事務局の職員の発案で取り組まれたことも変化の一つである。

おわりに

ここまで、全体構想を掲げてきたことによる変化の状況を述べてきた。個々に見れば小さな変化であるが、全体を通してみると、こうしたビジョンを掲げて業務を推進することにより、そこに携わる者の意識が変化し、風通しの良い組織が醸成されることに繋がっているように思う。

市区町村等の公害苦情処理、都道府県の公害審査会等のそれぞれの機関においても、全体構想とは別にそれぞれの機関にふさわしいビジョンを作成してみてはいかがだろうか。自らの働きかけによって、わずかでも変化が生じることを経験することは、それ自体楽しいことであり、試みしてみる価値があるように思う。

【参考】

○機関誌「ちょうせい」第123号（令和7年11月）

ウェブ会議を活用した調停期日顛末記

https://www.soumu.go.jp/main_content/001042321.pdf



○機関誌「ちょうせい」第118号（令和6年8月）

公害調停のすすめ ―規制基準と調停の関係について―

https://www.soumu.go.jp/main_content/000965907.pdf

※当該記事が『公害調停のすすめ（その1）』



○機関誌「ちょうせい」第123号（令和7年11月）

公害調停のすすめ（その2） ―全体構想の一環として―

https://www.soumu.go.jp/main_content/001042319.pdf



○機関誌「ちょうせい」第124号（令和8年2月）

公害調停のすすめ（その3） ―全体構想の一環として―

https://www.soumu.go.jp/main_content/001057204.pdf



○機関誌「ちょうせい」第125号（令和8年5月）

公害調停のすすめ（その4） ―全体構想の一環として―

https://www.soumu.go.jp/main_content/001075061.pdf

